

ちょっと待って！民法改正！ 知っていますか？成年年齢が20歳から18歳に？！

誰が18歳にしたいの？

現在、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げようという動きが具体化しています。しかし、内閣府が「18歳、19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすること」に賛成か反対かを聞いたところ、「賛成」とする者の割合が18.6%（「賛成である」7.4%、「どちらかといえば賛成である」11.2%）、「反対」とする者の割合が79.4%（「どちらかといえば反対である」32.2%、「反対である」47.2%）でした。（内閣府「民法の成年年齢に関する世論調査」2013年10月調査）

79.4%が反対しています！

18歳になったら何が困るの？

消費者被害が拡大すると言われてしています！

マルチ取引の相談は12.3倍！

マルチ取引に関する相談件数を比較すると、「20歳～22歳」は「18歳～19歳」の約12.3倍です（国民生活センター調べ、2015年）。20歳になった途端、若者がマルチ取引の勧誘を受けていることが分かります。

ローン・サラ金の相談は11.3倍！

ローン・サラ金に関する相談件数を比較すると、「20歳～22歳」は「18歳～19歳」の約11.3倍です（国民生活センター調べ）。20歳になると、貸金業者からお金を借りることができますので、借りすぎなどのトラブルも増加します。

実際にあったこんな被害!?

投資用DVD

20歳の誕生日に友人から呼び出されて、「お金が儲かるDVDがある」と勧誘されて、50万円を貸金業者から借りて、購入した。

実際にはいくらDVDを観ても儲かる話はなく、借金だけが残った！

高額な美容整形

インターネットで「特別優待！」「脱毛無料！」という広告を見て、美容整形外科に行ったら、カウンセラーに100万円の手術を勧められて、断れずに、クレジットを組んで契約してしまった。

未成年者取消権が使えなくなる!?

現在、未成年者は、高価な買い物をするときには原則として親の同意が必要ですし、同意がなければ契約を取り消すことが出来ました。これを未成年者取消権といい、消費者被害防止の最大の「防波堤」となっているのです。

しかし、成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者は、取り消すことが出来なくなります。

つまり、高校3年生の進路に悩む多感な時期や、進学や就職で環境が変わったばかりの不安な時期に、自分や友人が深刻な消費者被害に遭う可能性が出てくるのです。

対策は大丈夫なの？

消費者被害の拡大を防止するためには、

- ・若者がよく利用する取引には特別の取消権を創設する
- ・若者が簡単に借入できないようにする
- ・若者がよく利用するインターネット取引被害を防止する方法を考える
- ・消費者教育を充実させる
- ・等々対策を立てる必要がありますが・・・

現状では、十分な対策が立てられているとは言えません！

【参考資料1】若者(10代・20代)の消費者被害に関する事例

回答者：日弁連消費者委員会委員

回答No.	1	2	3	4	5	6	7	8
A 被害発生時期	H28年5月頃	H28年1月頃	H19年3月頃	H22年8月頃	H27年頃	H26年4月頃	H26年4月頃	H17年5月頃
B 被害者の年齢層 (ア 18歳未満, イ 18歳～20歳未満, ウ 20歳～25歳, エ 26歳以上)	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ(20歳)
C 被害金額 (約 円)	40万円	108万円	150万円	150万円	150万円	200万円	250万円	87万円
D 被害金額の出所 (ア 借入れ(ローン・キャッシング), イ クレジット, ウ 若者の自分の預貯金, エ 親のお金, オ その他)	ア	ア		ウ	ア	ア	ア	イ
E 被害内容	情報商材の購入を勧められた。一度解約を申し入れたら、違約金を支払うように言われた。お金がないという、消費者金融から借りるように言われ、借りて支払ってしまった。	被害者は、SNSで知り合った女性と会うことになり、実際に会うと、株取引の情報商材の話になった。事務所に連れて行かれた。上司と名乗る者から、接待され、消費者金融と銀行に連れて行かれ、カードを作ってキャッシングをして、108万円を支払った。	消費者金融のノルマ達成のためのアルバイトと称して、20代前半の若者に消費者金融3社程度から借入れをさせた。被害は若者の間でどんどん広がり、100人を超える被害者が出た。首謀者が破綻して返済をストップしたことから被害が発覚し、一斉に消費者金融から請求がなされた。右は、宮城県のあるが、同県では平成12年ころにも同種の被害があり、20代前半の若者約1200人が被害にあっている。	包茎手術を受けた。術前には金額を説明されず、術後に約150万円と言われ、約15万円現金払いで、残金は借用書を書かされ、父親の連帯保証もつけさせられた。	SNSを通じて知り合い、起業家育成塾に参加することをよびかけ、受講料を借入れさせるなどして支払わせる。塾は開催されるが、友人のリストを書かせて勧誘させるなど、内容が乏しいもの	街で歩いているとき声をかけられ、スカウト。モデルに、といわれ撮影会。「モデルになるなら無料で脱毛受けられる」と誘われた。「高額な化粧品購入するとプレミアムで無料の脱毛エステ受けられる。キャッシングして一時に払い、月々の返済はうちが負担するから、あなたは負担なし」キャッシングすすめられる。しかし、返済されず、本人が返済。	・大学の同級生よりジェットスキーの企業への投資をすすめられた。 ・月1～2%の配当 ・会社(大阪)を訪問。消費者金融、銀行ローン3社より250万借入れそのまま渡す。 ・H27秋で配当がとまる。 ・事業実態はないと思われる。	大宮駅前で「絵を見てアンケートを書くだけでよい」と呼び止められ、20分ほど断り続けたがしつこく、根負けしてビルに連れて行かれた。絵を見てアンケートを記入したが、翌日の約束をさせられた。翌日、また絵を見て説明を受けた。好きな絵を聞かれた。帰ると言ったら「約束を破りましたね」怖い口調になり、翌日の約束をさせられた。翌日、昨日の絵についてまた説明を受け、その後、断ったのに再勧誘、長時間勧誘、分割金の額から決めらせられる、等して購入。
F 解決・被害回復の状況	業者が連絡を絶ち、行方不明。	内容証明で返金要請→返金で終了	消費者金融各社と交渉、訴訟をし、2割～8割程度の分割払いで解決。一部には自己破産した者もいる。	相手方病院より提訴、既払金について反訴し、結局、ゼロ和解。	親が負債を肩代わりした。業者らについて提訴する予定。	だました者は、被害者を2千人くらい発生させている。回収困難と考え、請求していない。	一定程度配当があった(180万ほど)ので様子見(損害は約70万円)	販売会社とクレジット会社に通知、交渉。キャンセル処理にて解決。(支払い開始前の受任でした。)
回答者の所属弁護士会	静岡県	静岡県	仙台	第二東京	福岡県	東京	兵庫県	東京

【参考資料1】若者(10代・20代)の消費者被害に関する事例
 回答者: 日弁連消費者委員会委員

回答No.	9	10	11	12	13	14	15	16
A 被害発生時期	H23年頃～	H24年9月頃	H27年9月頃	H26年8月頃	平成22年9月～平成24年1月(3契約)	平成26年12月頃～平成27年5月頃	平成26年だったと思いますがはっきり覚えていません。	平成24年か25年頃ははっきりしません。
B 被害者の年齢層 (ア 18歳未満, イ 18歳～20歳未満, ウ 20歳～25歳, エ 26歳以上)	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ (21歳くらいだったと思いますが、はっきり覚えていません。)	ウ (23歳の有名私立大学大学院生)
C 被害金額 (約 円)	100万円	50万円	70万円	200万円×4名	150万円	270万円	数十万円だったと思います。	100万円くらいの請求を受けていた(と思う)。
D 被害金額の出所 (ア 借入れ(ローン・キャッシング), イ クレジット, ウ 若者の自分の預貯金, エ 親のお金, オ その他)	ア	イ	ア	ア	イ(3契約とも)	エ	被害金額は、請求を受けているだけで、無視してもらったので出どころというのはありません。	が、まだ支払ってはいなかった。
E 被害内容	本件は、就職活動中や将来に不安をもつ大学生らを相手とし、その友人や先輩を利用して「社会で成功者になるためには人間力と経済力を身につける必要がある」などと告げて、ホテルのロビーに誘い出し、FXソフトの購入契約と占いスクールの受講契約の勧誘をして、合計約100万円の代金を支払わせた事案です。勧誘された原告らはいずれも大学生であり、100万円もの大金など持っていないと被告会社の勧誘員に告げると、勧誘員は、原告らに消費者金融数社から借入れをさせて、代金を支払わせていました。	短大の女子が20歳になるまではエステでサービスで施術されていたが、20歳の誕生日になると契約させられた。同級生のさそいのアルバイト先の被害。	架空の教材販売契約を装ったマルチ商法。学生の間で流行。SOAなる情報商材を購入し、他人に売却すると12万円のバックが受けられる。大学の先輩から誘われ断れず契約。	パチスロの優秀台の情報を教えるので、打ち子をやらないかと勧誘。保証金名目(サラ金(銀行系を含む))から1人200万円を借りさせ、これを上納させた。20歳以上の友人を紹介させ、さらに被害を拡大させた。未成年者の被害はない。	同年代と思われる女性から自宅に架電を受けて盛り上がり、おしゃべりするつもりで出向いたところ、販売会社の「店」に案内された。ジュエリーショップに見えない外観で、中に入っても内装が高くショーケースなど見えづらい。おしゃべりをしてしたが、「結婚するときはダイヤが必要」という話になり、断つたのに再勧誘、長時間・複数勧誘を受け、分割金額から決めさせられ、ダイヤプレスレット製作購入(注文)。女性は販売員で、その後も誘われた。親しくなったつもりで通ううち、(同様の)問題ある勧誘により、パールネックレス&イヤリング、オリジナルバンダを購入。	大学生が、インターシップとして訪問した投資顧問会社において、同社代表者等から勧められ、儲かる旨を信じて、親を説得して資金提供を受け、投資顧問契約を締結し、指示されるまま株式の信用取引を行い、損失を被った。	(アダルトサイト不当請求) スマホでエロサイトにアクセスして画像から動画を閲覧したら、会員登録されて高額な請求を受けた。相談者は女性だった。	(携帯電話名義貸し)携帯電話の契約をして、携帯電話を渡す(手渡しだったか宅急便だったか覚えていない)。お礼に10万だったか、小遣いをもらおう。携帯代金や使用料は別の人が払う。という約束で、いい小遣い稼ぎだから君もやってみたら、と知人に勧められた。数か月後に百万円を超える請求が来た。相手とはSNSで知り合ったので、本名も知らない。素性も居場所もわからない。
F 解決・被害回復の状況	いわゆる後出しマルチと言われる事件であり、全面勝訴判決を得たが、被害回復には至らなかった。被害者の学生の中には留年した者もいて、社会経験のない就職不安の若者がターゲットとされた事件であった。	契約解除で終了	訴訟係属中。首謀者は刑事事件で起訴されている。回収の見込みが立たず。	サラ金と係争中。	販売会社が消費者センターのあっせんを拒否し、クレジット会社と「清算」処理を行った上、自社の「持ち出し」分について提訴し、応訴中。	断定的判断の提供、適合性原則違反、説明義務違反等はないと争われ、訴訟中。	解約手続きに誘導するボタンは危険なので、何もせずに無視するようにアドバイスした。	弁護士会の相談だったのでその後どうなったか不明。
回答者の所属弁護士会	大阪	第二東京	京都	滋賀	東京	東京	大阪	大阪

【参考資料1】若者(10代・20代)の消費者被害に関する事例

回答者:日弁連消費者委員会委員

回答No.	17	18
A 被害発生時期	10年以上前	平成20年
B 被害者の年齢層 (ア 18歳未満, イ 18歳~20歳未満, ウ 20歳~25歳, エ 26歳以上)	エ (26歳だったと思う)	ウ (23歳くらいだったように思うがはっきりしない。)
C 被害金額 (約 円)	48万円	255万円
D 被害金額の出所 (ア 借入れ(ローン・キャッシング), イ クレジット, ウ 若者の自分の預貯金, エ 親のお金, オ その他)	ウ	クレジット、一部既払い金は預金
E 被害内容	(先物取引被害) 先物会社に必ずもうかると言われて取引を開始した。	(包茎手術) 自分から雑誌の広告を見て上野クリニックに行ったところ、相談だけのつもりなのに下半身裸にさせられ手術台に乗せられ、そのままの恰好で、今なら特別料金で安い、と契約を迫られて契約書にサインさせられた。
F 解決・被害回復の状況	示談で半分くらい取り返した。	交渉で既払い金はほぼ全額取り戻した。債務は存在しないことが認められた。
回答者の所属弁護士会	大阪	大阪

【参考資料2】若者(10代・20代)の消費者被害に関する事例
 回答者:全国の会員

回答No.	1	2	3	4	5	6	7
A 被害発生時期	平成27年7月頃			H25年1月頃	H28年11月頃	H26年頃	H27年4～6月頃
B 被害者の年齢層 (ア 18歳未満, イ 18歳～20歳未満, ウ 20歳～25歳, エ 26歳以上)	ウ	イ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
C 被害金額 (約 円)	100万円	200万円		200万円	170万円(2名)	80万円	70万円
D 被害金額の出所 (ア 借入れ(ローン・キャッシング), イ クレジット, ウ 若者の自分の預貯金, エ 親のお金, オ その他)	ア	ウ		ア, イ, ウ, エ	ア(キャッシング)	ア	オ(情報商材トラブル)
E 被害内容	(1)平成27年7月ころ, 業者の委託を受けた勧誘者(被害者と同じ大学に通う大学生)から, 「一人勧誘すれば40万円がもらえる。」「3ヶ月に1回, 売上に応じて権利収入(ボーナス)がもらえる。」「3人勧誘すれば元が取れる。」等と勧誘されて, 「キングコイン」なる仮想通貨販売の業務委託契約を締結。 (2)契約締結に際して, 「キングコイン」金100万円分を購入しなければならなかったが, 被害者はその資金がない旨を勧誘者に伝えたところ, 「みんなサラ金からお金を借りている。」等と言われたため, 被害者もサラ金から借入して代金100万円を振込にて支払った。	佐川急便の下請けをして, 荷物を運ぶ自営業をすればかせげるとの勧誘でトラックを購入させられて仕事を始めたが, 全く稼げず, 車のローンと解約時の違約金を請求されている。	成人式の着物の契約について親権者の同意無し	知人から「お金が倍になる投資がある」と言われ, 「最初はサラ金からお金を借りても, 大きな額を投資した方が増えるのも早い」言われ, 言われるがままに借金をした。また, 「カードを預けてくれれば, こちらで返済する」という話だったので, サラ金のカードもその暗証番号とともに預けてしまった。知人はその後連絡がとれなくなっている。借金は200万円近くになり, 返済できない状況になった。	友人に紹介された男に「消費者金融業者のカードを作り, お金を借りて, 借りた金を渡してくれれば, 1割をお礼として渡す。借入は責任を持って返済する」と言われ, 約170万円をキャッシングで借り入れた。半年ぐらいは弁済が続いていたが, その後, 弁済が途絶えた。(石川県内の大学で, 現在, 同様の被害が多発しているようである)	客に返すからキャッシングしてほしいと言われ, 消費者金融に対して借入を行った。その後相手方と連絡がとれることもあるが, とれないこともある。返済はされていない。	①H27年4月ころ, 絶対にもうかるというメルマガの広告を見て, 販売用の情報商材, 相談コーナーなどのサービスを約30万円で購入したが, 全く儲けからなかった。 ②H27年5～6月頃, TELで, 合宿への参加を勧誘され, 40万円を支払った。交付書面は一切なし。
F 解決・被害回復の状況	(1)受任後, 振込先口座を凍結。口座残高約4000万円。 (2)凍結と同時に, 当職から業者に対し, 内容証明郵便にて, クーリングオフに基づく契約解除の意思表示をなすとともに, 既払金100万円の返還を求めたところ, 業者には代理人が就き, 同代理人から「本件契約の解除を了承し既払金100万円を返還する」旨の連絡がなされた。 (2)そこで, 合意書の取り交わしをすべく交渉を重ねていたが, 業者代理人から守秘条項違反に対する違約金条項を追加したいとの要請がなされ, 当職がそれを拒否したところ, 当職からの再三の連絡にもかかわらず, 業者代理人は何らの対応も行わず連絡を無視し続けた。その結果, やむなく訴訟提起。 (3)送達に時間がかかったが, 業者は答弁書も出さず欠席判決。 (4)その後, 凍結口座に本執行して全額回収。 (5)なお, 被害者の通う大学内にて相当数の被害事例がある模様。当職の知る範囲でも5件あり。	自己破産予定	未成年者取消(消費生活センターあっせん)	警察に相談したが, 「自分で借りたお金を渡したというのがその証拠もないし, 話は聞いておくが」とのこと, 被害届は受理されなかった。破産申立を行った。	現在, 任意整理中。	・任意整理。 ・相手が連絡してきたとき, 録音等で証拠取得後, 訴訟提起予定。	①について, 断定的判断の提供を理由とする消滅法上の取消し, ②について, クーリングオフを主張することになった。 消費生活センターの担当者が対応することになった。(結果は不明。)
回答者の所属弁護士会	愛知県	佐賀県	佐賀県	金沢	金沢	三重	三重

【参考資料2】若者(10代・20代)の消費者被害に関する事例
 回答者:全国の会員

回答No.	8	9	10	11	12	13
A 被害発生時期	H27年12月頃	H27年12月頃	H28年7月頃	H28年10月頃	H23年頃	H26年頃
B 被害者の年齢層 (ア 18歳未満, イ 18歳~20歳未満, ウ 20歳~25歳, エ 26歳以上)	ウ	ウ	エ(26才)	ウ	ウ	ウ
C 被害金額 (約 円)	108万円	50万円	300万円	145万円		300万円
D 被害金額の出所 (ア 借入れ(ローン・キャッシング), イ クレジット, ウ 若者の自分の預貯金, エ 親のお金, オ その他)	ウ	ウ	ア	ア	イ	ア, イ
E 被害内容	SNSで知り合った人(20代)から、「金が儲かる仕組みが学べるソフトとコンサルティング契約がある」と勧誘され、合計108万円で購入した。入手したUSBメモリーには何ら有益な情報は無く、コンサルティングもなかった。相手方も20代の若者と思われる。	SNSで知り合った人(20代)から、「金儲けに役立つコンサルティング契約がある」と言われて、約50万円でコンサル契約を締結。しかし、専用サイトには、何ら有益な情報は無かった。相手方も若者(おそらく20代)と思われる。	SNSで知り合った人がマッサージ(エステ)を無料でやってあげると誘ってきたのでやってもらった。良かったのでこれなら有料契約をしてもいいかと思ったが、その場合は1コース300万からと言われたので断った。すると、モニター契約にしてあげる、これは最初キャッシングで300万借りて払ってくれば返済は店でするので1円も払わなくていいと言われ、消費者金融で金を借りて払い、返済のためのカードも渡した。	メンタルで休職中の女性が、SNSを通じて知り合った男性に、自己啓発セミナー(コミュニケーション能力、起業力、タロット等?)らしきものを勧められ、サラ金から借入をして申込をさせられた。	美容整形を受けて効果がなかったが、クレジットを解約してくれない。	友人の知人という者から、携帯電話を10台クレジットで買ってほしい、ローンはその者が払う、手間賃を2~3万円あげると言われ、従った。しかし、ローンを支払ってくれず、結局自分が支払うことに。また、キャッシングして、そのお金を貸してほしい、ローンは払っていくし、手間賃もあげると言われ従ったが、やはりローンを返してくれない。
F 解決・被害回復の状況	弁護士が内容証明を出し、クーリングオフの手続きをし、交渉の結果、108万円全額が返金された。	弁護士が電話をして、解約・返金を求め、交渉の結果、37万5000円が返金された。	クーリングオフするも、音信不通となり被害回復できず、破産して終了となった。	受任早々につき不明	内容証明を出し、相手からは承服しかねる旨、連絡があった。クレジットの引落しを止めさせ、相手からは何も法的手段はとられず、そのまま。	そそのかした者に対する返還請求 破産
回答者の所属弁護士会	第二東京	第二東京	第二東京	愛知県	三重	金沢